第十六条の次に次の一条を加える。

（報告の徴収等）

第十六条の二　競馬会は、競馬の公正な実施を確保するため必要があると認めるときは、馬主登録を受けている者に対し、報告又は必要な書類の提出を求めることができる。

第十八条に次の一号を加える。

十　第十六条の二の規定による報告又は書類の提出を求められて、報告をせず、若しくは書類の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出したとき。

第二十二条第四号中「第十四条第一項第四号」を「第十条第一項第四号」に改める。

第二十六条第四号中「地方競馬の競走の」を「地方競馬の競走（都道府県又は指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走を除く。以下同じ。）の」に改める。

第二十九条第三項中「第十七条の二第二項」を「第十四条第二項」に改める。

第三十条中「第十七条の三第十項」を「第十六条第十項」に改め、同条第四号中「第十四条第一項第四号」を「第十条第一項第四号」に改める。

第三十三条の前の見出しを削り、同条中「一回」を「売得金の額（一回の競馬」に改め、「の額」の下に「又は四半期における海外競馬の競走についての勝馬投票券の売得金の額をいう。同表において同じ。）」を加える。

第三十二条の次に次の見出し及び一条を加える。

（協会への交付金）

第三十二条の二　法第二十三条第一項第一号の農林水産省令で定める期間は、毎年、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで、十月一日から十二月三十一日まで及び翌年の一月一日から三月三十一日までの各期間（以下「四半期」という。）とする。

第四十五条第五項中「第十七条の四」を「第十七条」に、「地方競馬」とあるのは「」を「地方競馬の競走（都道府県又は指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走を除く。以下同じ。）」とあるのは「中央競馬の競走」と、「又は地方競馬」とあるのは「又は」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第五十一条第三号」を「第五十一条第一項第三号」に改め、「第五号」の下に「並びに第二項第一号」を加え、「（法第七条に規定する勝馬投票法の種類をいう。第五十四条の二第一号及び第二号並びに第五十四条の三第一項において同じ。）」を削り、「第八条第一項中」の下に「「中央競馬の競走（競馬会が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走を除く。以下同じ。）」とあるのは「地方競馬の競走」と、」を、「規程」と」の下に「、同条第二項中「競馬会」とあるのは「都道府県又は指定市町村」と」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第五条の二の規定は、海外競馬の競走について都道府県又は指定市町村が行う勝馬投票券の発売に係る認可の申請について準用する。この場合において、同条第一項中「競馬会」とあるのは「都道府県又は指定市町村」と、「法第六条第四項」とあるのは「法第二十二条において準用する法第六条第四項」と、同項第二号中「勝馬投票法の種類（法第七条に規定する勝馬投票法の種類をいう。第七条第八項、第五十四条の二第一号及び第二号並びに第五十四条の三第一項において同じ。）」とあるのは「勝馬投票法の種類（法第二十二条において準用する法第七条に規定する勝馬投票法の種類をいう。）」と読み替えるものとする。

第四十八条中「第四十五条第五項」を「第四十五条第六項」に改める。

第四十九条の見出し中「開催」を「実施」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項各号」を「第一項各号」に改め、「事項」の下に「又は前項に規定する事項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　都道府県又は指定市町村は、法第二十二条において準用する法第六条第四項の認可を受けて海外競馬の競走について勝馬投票券を発売しようとするときは、当該勝馬投票券の発売の三十日前までに、当該競走についての勝馬投票の実施に係る海外競走勝馬投票執務委員の職及び氏名を農林水産大臣に届け出なければならない。

第五十条第一項中「開催」を「実施」に改める。

第五十一条第三号中「法第八条第一項の」を「第八条第一項の」に改め、「含む」の下に「。次項第一号において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

2　都道府県又は指定市町村は、海外競馬の競走について勝馬投票券を発売したときは、四半期ごとに、当該四半期の末日から三十日以内に、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一　各競走における勝馬投票法の種類ごとの勝馬投票券の発売金額、法第二十二条において準用する法第十二条第六項の規定による返還金額、法第二十二条において準用する法第八条第一項の規定による売得金額、法第二十二条において準用する法第八条第一項から第三項まで又は法第九条第二項の規定による払戻金額及び都道府県又は指定市町村の収得金額

二　前項第四号から第六号までに掲げる事項

第五十二条第一項及び第五十三条中「競馬開催」を「競馬の実施」に改める。

第五十六条第四項、第七項及び第九項中「第四十五条第五項」を「第四十五条第六項」に改める。

第五十八条中「前条第一項」を「同条第一項」に、「第四十五条第五項」を「第四十五条第六項」に改める。

第五十九条中「同令第十七条の七」を「令第十七条の四」に改める。

第六十一条中「第十七条の七において準用する同令」を「第十七条の四において準用する令」に改める。

本則に次の二条を加える。

（書類の提出）

第六十三条　都道府県又は指定市町村が行う法、令又はこの省令の規定による農林水産大臣に対する書類の提出（競馬活性化計画に関するものを除く。）は、当該都道府県又は指定市町村の区域を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長を経由してしなければならない。

（権限の委任）

第六十四条　法に規定する農林水産大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方農政局長（北海道にあつては、北海道農政事務所長）に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

一　法第二十二条において準用する法第五条ただし書の規定による権限

二　法第二十二条において準用する法第十八条第一項の規定による権限

三　法第二十五条第一項から第三項までの規定による権限（地方競馬に関するものに限る。）

四　法附則第六条第一項の規定による権限

別記様式第一号及び第二号中「農林水産省印又は都道府県印」を「農林水産大臣印、地方農政局長印若しくは北海道農政事務所長印又は都道府県知事印」に改める。

（日本中央競馬会法施行規則の一部改正）

第二条　日本中央競馬会法施行規則（昭和二十九年農林省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の四各号を次のように改める。

一　次に掲げる者の利便性又は安全性の向上を図るために必要な業務

イ　競馬場又は競馬場外の勝馬投票券発売所若しくは払戻金交付所の入場者

ロ　競馬の実施のために必要な施設の周辺地域の住民